

◆政府 子ども・子育て新システム検討会議

基本制度ワーキングチーム(第3回会合)開かれる

11月4日、政府の子ども子育て新システム会議の基本制度ワーキングの会合が開かれました。全日本私立幼稚園連合会からは、北條泰雅副会長が出席しました。内容については下記の通りです。

- 冒頭に末松内閣府副大臣より、幼保一体化への報道について、イメージが先行したために一部誤った報道がされたが、政府が示した「資料」は事務局案ではなくイメージであり、内容は会議の中で決めていくものとの説明がありました。
 - 会議に出席した北條副会長は、政府が示したこども園(仮称)のイメージは、まず修正されるべきであり、ワーキングチームでの議論をふまえ、さらに修正を加えて行くべきものである。11月1日の資料のイメージのまま議論が進むのであれば反対すると発言しました。
 - ・発言に対し末松副大臣はイメージについて意見が一致した部分については進め、丁寧な議論を行うと発言しました。
 - ・小宮山厚労相副大臣は、イメージが一番きつい例を示したので、これをもとに議論したものが案となると発言しました。
 - その後、幼保一体給付(仮称)について「資料」が事務局より資料にもとづき説明がされました。
 - 協議
 - ・地方団体からは、財源の確保と柔軟な設計を求め、結果的に予算がつかないということは避けたいとの発言がありました。また全国知事会からは、こども手当に地方の負担を前提にするかの議論は認められず、反対であるとの発言がありました。
- 北條副会長は以下の発言がありました。
- ①私立学校法の規定により運営されている私立学校について応諾義務を一律に課するのは困難である。
 - ②学校教育体系の中で小学校入学前について、応諾義務に関して幼稚園部分のみを切り離して検討することは差別的な施策になる。
 - ③国立大学の付属幼稚園は指定制にせず応諾義務がないというのはおかしい。
- ・経済団体は財源について新たな負担を押し付けられることは反対だが、幼保一体化については原則賛成であり、保育に欠ける基準の明確化を望む発言がありました。
 - ・保育団体は、言葉としての幼保一体化が先行しているので、より良くなるイメージを早く一般に示すべきとの発言がありました。
 - ・全国国公立幼稚園長会からは、こども園(仮称)の制度設計については、断固反対と発言がありました。

全日私幼の意見は、別紙(2枚)を参照してください。

[今号は3枚]

※都道府県団体におかれましては、お手数ですが本紙を加盟園へご伝達くださいますようお願い申し上げます。

※幼保一体化に関しましてご意見がありましたら全日私幼連宛にFAXまたはメールでお寄せください。

FAX: 03-3263-7038 メール: info@youchien.com

平成 22 年 11 月 4 日

子ども・子育て新システム検討会議
基本制度ワーキングチーム 意見書

全日本私立幼稚園連合会
北條 泰雅

- 1 学校教育法第 1 条の幼稚園の改正を前提とする「幼保一体化」構想には絶対に反対である。
 - ・ かつて幼稚園・保育所の二元行政を行っていた国では、幼児期からの教育の重要性に鑑み、教育の視点を第一義として統合を行ってきた。幼児期の教育は学校教育としての明確な理念のもとに統合が行われたという各国の歴史的教訓を日本は学ぶべきである。
- 2 現行の学校教育法体系を侵さない範囲で「幼保一体化」構想が考えられるべきである。
 - ・ 今回の「幼保一体化」構想は、保育所制度改革をその起源としており、日本の子どもがどのような育ちをするべきかといった本質論に欠けている。このような状況のもとで、拙速に制度のみを無理に変えるのではなく、確実な歩みをするべきである。そのためには、現行法制度を最大限生かした改革を第一歩とするべきである。
- 3 保護者が機関を選択できる制度とするべきである。
 - ・ 「こども園（仮称）」という言葉が独り歩きし、幼稚園も保育所も均質な「こども園（仮称）」に強制的に移行させられるというイメージが先行している。そのことが、幼稚園在園の保護者にも、保育所在園の保護者にも不安感を醸成している。現実には幼稚園や保育所は多様なニーズに応じて多様な形態が存在している。自由主義社会においては、多様な選択が認められる制度とするべきであり、法律により強制的に移行させられるようなことがあってはならない。
- 4 都道府県・国の責任も明確にするべきである。
 - ・ 一施設を複数の市区町村の住人が利用している現状に鑑み、幼児教育の質の低下をきたさないよう国が、『客観的な基準』を定めるとともに、都道府県が関与する広域的なシステムを構築するべきである。

<裏面へ続く>

○こども園（仮称）への一体化の問題点

1. 学校としての質が設置基準において低下する。

現行幼稚園設置基準は、厳守すべき最低基準である。幼稚園は環境を通じた教育を行っており、教育内容は環境の構成によって示される面が大きい。

中教審の提言をふまえ、小学校以上の学校における学級編制及び教職員定数の改善についてはその方向が定まり、幼稚園についても今後同様の改善が期待されている。

2. 一律にこども園（仮称）とされることにより、現在認められている私立学校としての多様性が破壊され、国民の選択の自由が著しく損なわれることとなる。

- ・子どもにとって質の高い、学校教育としての幼児教育の概念を、具体的に示すべきである。
- ・子どもにとって質の高い保育時間とは如何にあるべきか、11時間とか13時間の保育は、子どもの最善の利益の観点から、一般化されてはならない。
- ・病児・病後児保育サービス、早朝・夜間・休日保育サービスについても、前項の観点から一般化されてはならない。
- ・夏休み等の長期休業期間を、教育の観点からどう位置づけるのか、学校教育体系全体の中で熟議されるべきである。
- ・幼稚園の現行教育週数39週以上（学校教育法施行規則第37条）の規定は、当然維持されるべきである。変更の必要があるならば、学校教育体系全体の中で合理的な説明が必要となる。

3. 「新成長戦略」がいう「人づくり」の視点を欠いたまま、制度や給付の議論を行うことは、順序が逆である。幼児教育重視を国家戦略に位置づけ、幼児教育への公的支出をOECD諸国並みに高める努力を行いつつ、わが国の子どもたちがいまより幸せになるために、家庭はどうあるべきか、企業は、地域社会は、そして学校がどうあるべきか国民的議論を直ちに始めるべきである。